

京都市告示第 464号

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、京都市立楽只浴場ほか60施設の指定管理者を次のように指定しました。

平成18年1月5日

京都市長 榎 本 頼 兼

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
京都市立楽只浴場, 京都市立錦林浴場, 京都市立養正浴場, 京都市立壬生浴場, 京都市立三条浴場, 京都市立崇仁第一浴場, 京都市立崇仁第二浴場, 京都市立崇仁第三浴場, 京都市立吉祥院浴場, 京都市立山ノ本浴場, 京都市立久世浴場, 京都市立辰巳浴場及び京都市立改進黨浴場	京都市中京区御池通御幸町亀屋町370番地の2 財団法人京都市立浴場運営財団	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
京都市円山公園音楽堂	京都市左京区高野東開町1番地の23東大路高野第3住宅19棟204号 株式会社アクティブケイ	同 上
岡崎公園, 一乗寺公園, 岩倉東公園, 朱雀公園,		

<p>東野公園，勸修寺公園， 殿田公園，吉祥院公園， 上鳥羽公園，西院公園， 牛ヶ瀬公園，小畑川中 央公園，三栖公園，下 鳥羽公園，伏見公園及 び京都市宝が池公園運 動施設（テニスコート 及びその周辺の構内地 に限る。）</p>	<p>京都市右京区西京極徳大寺団 子田町64番地  財団法人京都市体育協会</p>	<p>同 上</p>
<p>京都市考古資料館</p>	<p>京都市上京区今出川通大宮東 入元伊佐町265番地の1  財団法人京都市埋蔵文化 財研究所</p>	<p>同 上</p>
<p>京都市アバンティホー ル</p>	<p>京都市左京区下鴨半木町1番 地の26  財団法人京都市音楽芸術 文化振興財団</p>	<p>同 上</p>
<p>京都市武道センター</p>	<p>京都市右京区西京極徳大寺団 子田町64番地  財団法人京都市体育協会</p>	<p>同 上</p>
<p>京都市北文化会館，京都 市東部文化会館，京都市 右京ふれあい文化会館，</p>	<p>京都市左京区下鴨半木町1番 地の26</p>	<p>同 上</p>

京都市西文化会館 ウェ スティ及び京都市呉竹 文化センター	財団法人京都市音楽芸術 文化振興財団	
京都市宝が池公園運動 施設（球技場及びその 周辺の構内地に限る。）	京都市右京区西京極徳大寺団 子田町64番地  財団法人京都市体育協会	同 上
京都市東山地域体育館, 京都市山科地域体育館, 京都市桂川地域体育館, 京都市伏見北堀公園地 域体育館及び京都市醍 醐地域体育館	京都市上京区河原町通丸太町 上る柵屋町375番地  株式会社ビバ	同 上
京都市女性総合センタ ー	京都市中京区東洞院通六角下 る御射山町262番地  財団法人京都市女性協会	同 上
京都市市民スポーツ会 館及び京都市体育館	京都市右京区西京極徳大寺団 子田町64番地  財団法人京都市体育協会	同 上
京都コンサートホール	京都市左京区下鴨半木町1番 地の26  財団法人京都市音楽芸術 文化振興財団	同 上
京都市西京極総合運動 公園(阪急電鉄京都線以	京都市右京区西京極徳大寺団 子田町64番地	同 上

北の区域に限る。)	財団法人京都市体育協会	
京都市西京極総合運動公園(阪急電鉄京都線以南の区域に限る。)	京都市上京区河原町通丸太町上る榎屋町375番地 株式会社ビバ	同 上
京都市北青少年活動センター,京都市中京青少年活動センター,京都市東山青少年活動センター,京都市山科青少年活動センター,京都市下京青少年活動センター,京都市南青少年活動センター及び京都市伏見青少年活動センター	京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262番地 財団法人京都市ユースサービス協会	同 上
京 都 会 館	京都市左京区下鴨半木町1番地の26 財団法人京都市音楽芸術文化振興財団	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
京都芸術センター	京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町546番地の2 財団法人京都市芸術文化協会	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
京都市百井青少年村	京都市右京区太秦中山町29番地	同 上

	財団法人京都ユース・ホ ステル協会	
京都市市民活動総合セ ンター	京都市下京区五条通高倉西入 万壽寺町143番地いつつビ ル6階 特定非営利活動法人きょ うとエヌピーオーセンタ ー	同 上
京都市文化財建造物保 存技術研修センター	京都市東山区清水二丁目20 5番地の5 社団法人全国社寺等屋根 工事技術保存会	同 上
京都市京北パラグライ ダー施設	京都市右京区京北塔町中筋浦 33番地の1 京北スカイスポーツ振興 会	同 上

(文化市民局文化部庶務課)